

# 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要（条例第11号）

## 1 改正の趣旨

「神奈川県建築基準条例（以下「条例」という。）」について、「神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）」に基づく見直し結果を踏まえて、建築基準法施行令の一部改正（令和元年12月11日公布、令和2年4月1日施行）による避難規定の合理化への対応などの所要の改正を行うとともに、都市再生特別措置法等の一部改正（令和2年6月10日公布、同年9月7日施行）に伴い、建築基準法の特例許可について申請手数料を新設する改正を行うこととしました。

## 2 改正の内容

### (1) 要綱に基づく見直しによる改正

#### ア 2以上の直通階段又はこれに代わる施設の設置基準の合理化（条例第16条）

共同住宅等の用途に供する建築物のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものであって、階段の部分と当該階段の部分以外の部分とが間仕切壁等で区画されているもの等について、2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない建築物の対象から除くこととしました。

#### イ 主要な出口から道に通ずる敷地内通路の幅員基準の合理化（条例第16条の2及び第19条）

共同住宅等の用途に供する建築物又は長屋のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについて、主要な出口から道に通ずる敷地内通路の幅員に関する規制を緩和することとしました。

#### ウ 災害時における確認申請等手数料の減免対象の拡充等（条例第52条の20）

災害の被災者が自ら居住する住宅等に関する手数料の減免について所要の改正を行うとともに、知事が特別の事由があると認めるときは、手数料を減免することができることとしました。

#### エ 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内における建築形態制限等に関する既存不適格建築物の規制の合理化（条例第56条）

既存不適格建築物の大規模の修繕、大規模の模様替及び用途の変更について、条例による規制の一部を適用しないこととしました。

#### オ その他の改正（条例第4条、第51条の3、第56条）

大規模な建築物の敷地が接しなければならない道路の対象から建築基準法第43条第1項第2号に掲げる道路を除くこととする他、規定の整備を行うこととしました。

### (2) 都市再生特別措置法等の一部改正に伴う改正（別表）

建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料等について新たに徴収することとしました。

## 3 経過措置

罰則の適用に関して、改正条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしました。

## 4 施行期日

令和3年4月1日